

## 第46回銀行等保有株式取得機構運営委員会議事要旨

開催日 平成28年12月15日

### 【議決事項】

第1号議案 処分方針並びに処分ガイドライン変更の件  
法改正<sup>(注)</sup>に伴い、処分方針及び処分ガイドラインを変更する。

(注)「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第98号)

「議決事項(案)」について、運営委員・理事に対し、質問・意見を求めた上で審議を行い、原案どおりに議決された。

## 第47回銀行等保有株式取得機構運営委員会議事要旨

開催日 平成29年3月27日

### 【議決事項】

第1号議案 定款及び業務規程変更の件  
法改正<sup>(注1)</sup>に伴い、定款及び業務規程を変更する。

第2号議案 株式等の買取規則及び買取要領変更の件  
法改正に伴い、株式等の買取規則及び買取要領を変更する。

第3号議案 対象株式等の買取期間の件  
対象株式等の買取期間を平成29年4月3日から平成29年7月14日までと定める。

第4号議案 取得株式処分規則及び処分ガイドライン変更の件  
法改正に伴い、取得株式処分規則及び処分ガイドラインを変更する。

第5号議案 半期処分方針(平成29事業年度上期)の件  
(非公表)<sup>(注2)</sup>

第6号議案 平成29事業年度調達方針の件

買取業務に必要な借入および債券の発行は、原則として、政府保証を利用すると共に入札方式を採用する。

政府保証付債券の年限は原則2年以内、発行額は5,500億円程度とする。

政府保証付借入の調達期間は、原則として12ヶ月以内とする。

第7号議案 受託会社募集の件

契約期間満了に伴い、受託会社の募集を行う。

「議決事項（案）」について、運営委員・理事に対し、質問・意見を求めた上で審議を行い、原案どおりに議決された。

(注1)「金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第98号)

(注2) 半期処分方針については、非公表としている。〔平成18年12月第14回運営委員会決定〕

第48回銀行等保有株式取得機構運営委員会議事要旨

開催日 平成29年7月4日

【議決事項】

第1号議案 対象株式等の買取期間の件

対象株式等の買取期間を平成29年7月18日から平成29年10月31日までと定める。

「議決事項（案）」について、運営委員・理事に対し、質問・意見を求めた上で審議を行い、原案どおりに議決された。